

平成27年第6回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成27年6月2日（火）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦 書記 石井 靖紀、清水 真
門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第33号 選挙人名簿に登録することについて
 - (2) 議案第34号 選挙人名簿から抹消することについて
 - (3) 報告第11号 登録の移し替えをした者について
 - (4) 報告第12号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - (5) 報告第13号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - (6) 議案第35号 選挙長及びその職務代理者の選任について（農委選）
 - (7) 議案第36号 選挙長の執務場所について（農委選）
 - (8) 議案第37号 各投票区の投票の場所について（農委選）
 - (9) 議案第38号 投票用紙の用紙について（農委選）
 - (10) 議案第39号 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
（農委選）
 - (11) 議案第40号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について
（農委選）
 - (12) 議案第41号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により
発送できる日について（農委選）

午前8時58分開会

木村書記長 おはようございます。会議にご出席くださりましてありがとうございます。ありがとうございました。若干時間前ですが、皆さんお揃いですので、只今から平成27年第6回三種町選挙管理委員会を開催致します。

開会に当たりまして近藤委員長よりご挨拶をお願いします。

近藤委員長 どうもおはようございます。皆さん、田んぼや畑などを作られているかと思いますが、お天気続きで水不足の影響が心配されているところでありまして、そろそろまとまった雨が降ってもらわ

ないと大変だなあと思っているところでもあります。

今日は、農業委員会委員選挙に関する議案などございますけども、よろしくご審議をお願い致しまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と加賀谷委員をお願いしたいと思います。

それでは、早速案件に入ります。

議案第33号「選挙人名簿に登録することについて」ということで、事務局より説明をお願いします。

清水書記

はい。議案第33号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成27年6月2日付けで選挙人名簿に登録する。

以下、説明致します。

今回の定時登録につきましては、6月1日を基準日としまして、4月の選挙時登録後に新たに満20歳に達した者と、転入から3カ月を経過した者の登録でございます。

まず、「1」の成人登録でございますが、県議選の選挙時登録におきまして、選挙期日4月12日現在までの成人登録を行っております。今回の登録は、その翌日4月13日から基準日6月1日までに満20歳に達した者を登録するものでございまして、生年月日では、平成7年4月14日から平成7年6月2日生まれの者が対象となります。

成人登録の人数は、男7人、女6人、計13人でございます。

次に、「2」の転入登録につきましては、平成27年3月1日以前に転入し、引き続き三種町に居住している者が、今回3カ月経過ということで登録になります。選挙時登録後の対象者で申し上げますと、転入日が平成27年1月3日から平成27年3月1日までの者でございます。

転入登録の人数は、男11人、女13人、計24人。

よって今回の登録者総数は、男18人、女19人、合計37人でございます。

対象者につきまして、別冊の名簿の方をご覧ください。

1頁が成人登録の対象者でございます。

選挙時登録後、基準日6月1日までの成人登録につきましては、

名簿の「生年月日」の欄が、平成7年4月14日から平成7年6月2日までの者で、ご覧の13名でございます。

次に、2頁の転入登録の方をお開き願います。

選挙時登録から基準日6月1日までに転入3カ月経過となった者につきましては、名簿の「住民となった届出日」の欄が、平成27年1月3日から平成27年3月1日までの者で、ご覧の24名でございます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願い致します。

(各委員、名簿等を確認)

近藤委員長 何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 無いということですが、議案第33号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第33号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第34号「選挙人名簿から抹消することについて」ということで、事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第34号「選挙人名簿から抹消することについて」。

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成27年6月2日付けで選挙人名簿から抹消する。

以下、説明致します。

登録抹消につきましては、4月の選挙時登録後に死亡届があった者と三種町から転出して4カ月経過となった者を抹消するものでございます。

まず、「1」の死亡抹消者でございますが、選挙時登録におきまして、4月10日の死亡届まで抹消しておりますので、今回は、4月11日から基準日6月1日までの死亡届を対象に抹消しております。

人数は、男23人、女21人、計44人の抹消でございます。

次に、「2」の転出抹消者でございますが、今回4カ月経過となる者は、平成27年2月1日以前に三種町から転出した者で、4月の選挙時登録後の対象者で申し上げますと、転出日が平成26

年12月11日から平成27年2月1日までの者となります。

人数は、男10人、女16人、計26人。

よって今回の抹消者総数は、男33人、女37人、合計70人
でございます。

登録抹消の対象者につきまして、別冊の名簿の方をご覧願いま
す。まず、3頁と4頁が死亡抹消者でございます。

今回は、4月11日から基準日6月1日までに死亡の届出があ
ったご覧の44名を抹消としております。



次に、5頁の方が転出抹消者でございます。

選挙時登録から基準日6月1日までに転出4カ月経過となつた
者は、名簿の「住民でなくなった年月日」の欄が、平成26年1
2月11日から平成27年2月1日までの者で、ご覧の26人で
ございます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。名簿を確認いただきながら、只今の説明につきまして、
ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

(各委員、名簿等を確認)

近藤委員長 名簿等を確認いただいて、何かお気づきの点等ございませ
んか。
(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第34号を原案どおり決定して
よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議等無いようですので、議案第34号を原案どおり決定す
ることと致します。

続きまして、報告第11号「登録の移し替えをした者について」
ということで、説明をお願いします。

清水書記 はい。報告第11号「登録の移し替えをした者について」。

平成27年6月2日付けの定時登録に係る登録の移し替えをし
た者は、別紙のとおりである。

以下、説明致します。

登録の移し替えにつきましては、町内転居による投票区の移し替えでございます。県議選の選挙人名簿と投票所入場券を3月23日に作成しておりますが、その翌日以降は選挙が終わるまで、移し替えを行わない取扱いとしておりました。

そのため、今回の移し替えは、3月24日から基準日6月1日までの町内転居を対象とし、人数は、男6人、女19人、計25人となっております。

対象者は、別冊名簿の6頁、7頁でございます。

3月24日以降に町内転居のため投票区が変更となった者は、ご覧の25名でございます。今回も町内の老人施設への入所あるいは町営住宅等への入居に伴う移し替えが多くなっております。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 名簿の方も確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

(各委員、名簿等を確認)

近藤委員長

清水書記

近藤委員長

皆さん、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長

特に無いとのことですが、報告第11号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長

ご異議無いようですので、報告第11号を原案どおり承認致します。

続きまして、報告第12号と報告第13号につきましては、関連性がございますので、一括して審議したいと思います。

報告第12号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、報告第13号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、事務局より説明をお願いします。

清水書記

はい。はじめに、報告第12号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は315である。

これにつきましては、下にございます条例の改廃請求、事務等の執行に係る監査請求に必要な署名数でございまして、選挙人名簿登録者数の50分の1に当たる315となっております。

なお、算定の基礎になります、今回の選挙人名簿登録者数につきまして、4頁の「選挙人名簿登録者数増減表」をご覧ください。

一番左の太枠が、先回の選挙時登録の名簿登録者数でございまして、合計で15,766人。これに対し、今回の定時登録における抹消者数が死亡と転出を合わせて70人、登録者数が新有権者と転入を合わせて37人。登録と抹消を増減した今回の名簿登録者総数は一番右側15,733人となりまして、前回と比較し33人の減でございまして、50分の1の数につきましては、この15,733人の50分の1ということでございます。

以上で、報告第11号についての説明を終わります。

次に、報告第13号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,245である。

これにつきましては、下にございます議会の解散請求、特別職の解職請求に必要な署名数につきましては、本日付の選挙人名簿登録者数15,733人の3分の1に当たる5,245となっております。

以上で、報告第13号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い致します。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、報告第12号及び報告第13号を原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、報告第12号及び報告第13号を原案どおり承認致します。

近藤委員長 続きまして、議案第35号「選挙長及びその職務代理者の選任について」を議題と致しますが、議案第35号のうち、選挙長の選任につきましては、委員の皆さんに関わるものです。

この場合、地方自治法の規定により、ご自身に関わる部分につきましては、その議事に参与できないため、はじめに事務局より議案を説明していただき、そのあとの質疑、表決につきましては、ご自身に関わる部分は退席いただくことにしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、そのように進めさせていただきます。それでは、事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第35号「選挙長及びその職務代理者の選任について」。
平成27年7月5日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。
内容について、説明致します。

農業委員会委員一般選挙における選挙長につきましては、準用される公職選挙法第75条の規定によりまして、この選挙の選挙権を有する者の中から選挙管理委員会の選任した者をもってこれに充てるとなっております。

まず、選挙長でございますが、委員の皆さんがいずれも選挙権を有しておりますことから、第1選挙区は川田委員、第2選挙区は田村委員、第3選挙区は加賀谷委員を選任したいとしております。

次に、選挙長職務代理者でございますが、選挙権を有している町職員の中からご覧のとおり選任したいとしております。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 はい。それではまず、議案第35号のうち、第1選挙区の選挙長について審議を行いますので、川田委員は退席をお願い致します。

川田委員 退席致します。

近藤委員長 それでは、本件について、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、第1選挙区の選挙長に川田耕司さんを選任することにご異議ございませんか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、原案のとおり川田耕司さんに決定することと致します。

(川田委員、着席)

近藤委員長 次に、議案第35号のうち、第2選挙区の選挙長について審議を行いますので、田村委員は退席の形をとらせていただきます。

田村委員 はい。退席させていただきます。

近藤委員長 それでは、本件について、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、第2選挙区の選挙長に田村明さんを選任することにご異議ございませんか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、原案のとおり田村明さんに決定することと致します。

(田村委員、着席)

近藤委員長 次に、議案第35号のうち、第3選挙区の選挙長について審議を行いますので、加賀谷委員は退席でお願い致します。

加賀谷委員 はい。退席させていただきます。

近藤委員長 それでは、本件について、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、第3選挙区の選挙長に加賀谷得子さんを選任することにご異議ございませんか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、原案のとおり加賀谷得さんに決定することと致します。

(加賀谷委員、着席)

近藤委員長 引き続き、議案第35号のうち、選挙長職務代理者の選任について議題と致します。

本件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 はい。それでは、選挙長職務代理者の選任について、ご異議ございませんか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第35号のうち、選挙長の職務代理者の選任については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第36号「選挙長の執務場所」について、事務局よ

り説明をお願いします。

清水書記 議案第36号「選挙長の執務場所について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第36号「選挙長の執務場所について」。

平成27年7月5日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

三種町選挙管理委員会事務局

選挙長は、選挙立会人の届出の受付等、担任する事務がござい
ますが、その執務場所を選管事務局に定めるものでございます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 はい。それでは、議案第36号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第36号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第37号「各投票区の投票の場所について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第37号「各投票区の投票の場所について(農委選)」。

平成27年7月5日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票の場所を次のとおり定める。

内容について、説明致します。

農業委員会委員一般選挙の投票の場所につきましては、選挙区ごとに設けることとしております。

ご覧のとおり、第1選挙区は、鯉川投票区から勝平投票区まで6カ所、第2選挙区は大町投票区から北金岡投票区まで8カ所、第3選挙区は川尻投票区から芦崎投票区まで7カ所、ご覧の施設を指定したいとしております。

なお、立候補届出の結果、無投票となった選挙区につきましては、投票所を設けないこととなりますので、ご承知置き願います。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 はい。それでは、議案第37号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第37号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第38号「投票用紙の様式について」。説明をお願いします。

清水書記 議案第38号「投票用紙の様式について(農委選)」。

平成27年7月5日執行の三種町農業委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

内容について説明致しますと、投票用紙につきまして、三種町公職選挙執行規程の中で、町長選挙、議会議員選挙の様式を定めておりますが、農業委員会委員選挙の様式につきましては特に定めがございませんので、選挙のたびに議決をいただくこととしております。

ご覧の様式につきましては、町長選挙等に準じたものとしております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 議案第38号の説明につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 はい。それでは、議案第38号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第38号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 議案第39号「選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時について」。説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第39号「選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時について(農委選)」

平成27年7月5日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

場 所 三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町選挙管理委員会事務局

日 時 平成27年7月2日(木)午後5時10分

内容について、説明致します。

農業委員会委員選挙における選挙立会人の選任につきましても、公職選挙法第76条の規定が準用されることとなります。この規定によりますと、立会人の届出は、選挙期日前3日まで、7月2日の午後5時までの期限となりまして、届出があった者の中から3人以上5人以内かつ同一政党2人以内で選任することとなります。届出が5人を超えた場合又は同一政党の候補者の届出が3人以上となった場合は、選挙長がくじで定めることとなっておりますことから、くじを行う場所及び日時をご覧のとおり定めたいとしております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですが、議案第39号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第39号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 議案第40号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第40号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について(農委選)」。

平成27年7月5日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における期日前投票管理者及びその職務代理者を別紙のとおり選任する。

- 1 琴丘地域拠点センター期日前投票所
投票管理者 川村 正悦 職務代理者 高橋 泉
- 2 山本総合支所期日前投票所
投票管理者 神馬 均 職務代理者 工藤 伸也
- 3 八竜農村環境改善センター期日前投票所
投票管理者 檜森 和彦 職務代理者 石井 靖紀

説明致します。

農業委員会委員一般選挙に伴いまして、期日前投票所を各選挙区に設置致しますが、各投票所の投票管理者とその職務代理者をご覧のとおり選任したいとしております。

なお、期日前投票の投票管理者、職務代理者につきましては、選挙権を有する者の中から選挙管理委員会が選任するとなっており、投票管理者は一般の方から、職務代理者は町職員からの選任としております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

(「特別ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですが、議案第40号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第40号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、議案第41号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日について」、説明の方をお願いします。

清水書記 はい。議案第41号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日について（農委選）」。

平成27年7月5日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日 平成27年6月28日

不在者投票につきましては、告示日の翌日7月1日から投票の受け付けを行うこととなりますが、事前に請求のあった不在者投票につきましては、告示日前の市町村選挙管理委員会が定める日に投票用紙等の発送を開始することとなっておりますので、その発送開始日を告示日2日前の6月28日に定めたいとしております。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですが、議案第41号を原案どおり決定すること

にご異議ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長　　ご異議無いようですので、議案第41号を原案どおり決定致します。

近藤委員長　　以上で、本日の案件の審議は全て終了致しました。

「その他」と致しまして、事務局からよろしく申し上げます。

清水書記　　(今後の日程、農業委員会委員選挙制度改正の動向について説明)

近藤委員長　　委員の皆さんから他に何かご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長　　それでは、これで今日の第6回選挙委員会は閉じたいと思います。ご苦労さまでした。

午前9時55分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____